

令和 2年 5月 1日

保護者の皆様へ

白山市健康福祉部こども子育て課

新型コロナウイルス感染防止に関する保育所等の登園について（変更）

日頃は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、保育所等の登園自粛やご家庭での健康観察、感染症予防等にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

本市におきましては、感染者が現在も確認されていること、また、さらなる感染拡大を防止するために、下記の期間において引き続きご家庭での保育にご協力をお願いします。

保護者の皆様には、引き続き、大きなご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 家庭保育をお願いする期間について（延長）

（変更前）令和2年4月16日（木）から5月6日（水）まで

（変更後）令和2年4月16日（木）から5月31日（日）まで

※今後の状況の変化により、取扱いが変わる可能性があります。

2. 利用者負担額（保育料）について（3歳未満児）

下記の期間内に欠席した日数に応じて日割り計算にて減免を行います。

3. 保育料の減免期間について

令和2年4月1日（水）から5月31日（日）まで

4. 減免申請の流れ

減免期間後、減免申請書を利用施設で取得・提出してください。なお、市が当初に決定した保育料は一度、全額納付いただき、6月以降の保育料から調整させていただきます。

5. 保育所等の休園について

今後、児童や職員に感染等が確認された場合、当該保育所等の臨時休園を行う場合があります。

6. 登園の際の健康管理について

- ・登園にあたっては、発熱（37.5 度以上）等の症状がある場合、登園を控え家庭で様子を見てください。
- ・登園する場合も引き続き、子どもの健康状態にご留意ください。

【お問合せ先】

白山市健康福祉部こども子育て課

TEL (076) 274-9527